

！！重要！！ 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されました

職業安定法施行規則の改定により、2024年（令和6年）4月1日以降、ハローワークに求人申込を行う場合は、求人票に以下の①～③の明示が必要となりました。

① 従事すべき業務の内容の変更範囲

② 就業場所の変更範囲

③ 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は更新回数の上限を含む）

① 業務内容

雇入れ直後

「職種」欄に**職種（業務内容）**を記載

【変更の範囲】

変更の可能性
あり

「仕事内容」欄に
「**変更範囲：（具体的な業務内容）**」を記載

変更の可能性
なし

「仕事内容」欄に
「**変更範囲： 変更なし**」と記載

② 就業場所

雇入れ直後

「就業場所」欄に**就業場所**を記載

【変更の範囲】

変更の可能性
あり

「転勤の可能性」欄の「**あり**」を選択し、
「補足事項・特記事項」欄に**変更後の就業場所**を記載

変更の可能性
なし

「転勤の可能性」欄の「**なし**」を選択

③ 更新基準

【契約更新なし】

【契約更新**あり**】

条件付きで更新あり

「補足事項・特記事項」欄に**具体的な契約更新の条件**とともに
「**更新上限：(通算契約期間上限〇年/更新回数上限〇回)**」と記載
(※)

原則更新

更新上限を「補足事項・特記事項」欄に
「**更新上限：(通算契約期間上限〇年/更新回数上限〇回)**」と記載
(※)

「契約更新の可能性」欄の「**なし**」を選択

(※) 更新上限なしの場合は、ハローワークへの連絡事項欄に「更新上限なし」と入力して下さい。
郵送/窓口でのご提出の場合は、契約更新の可能性欄に「更新上限なし」と手書きで記載して下さい。

仕事の内容:(全角300文字以内)

自社で製造している電子部品（主に自動車用部品）の法人向け営業

・受注計画に基づき新製品開発に合わせた製品の提案・見積り ・受注から納品までのフォロー・代金回収等

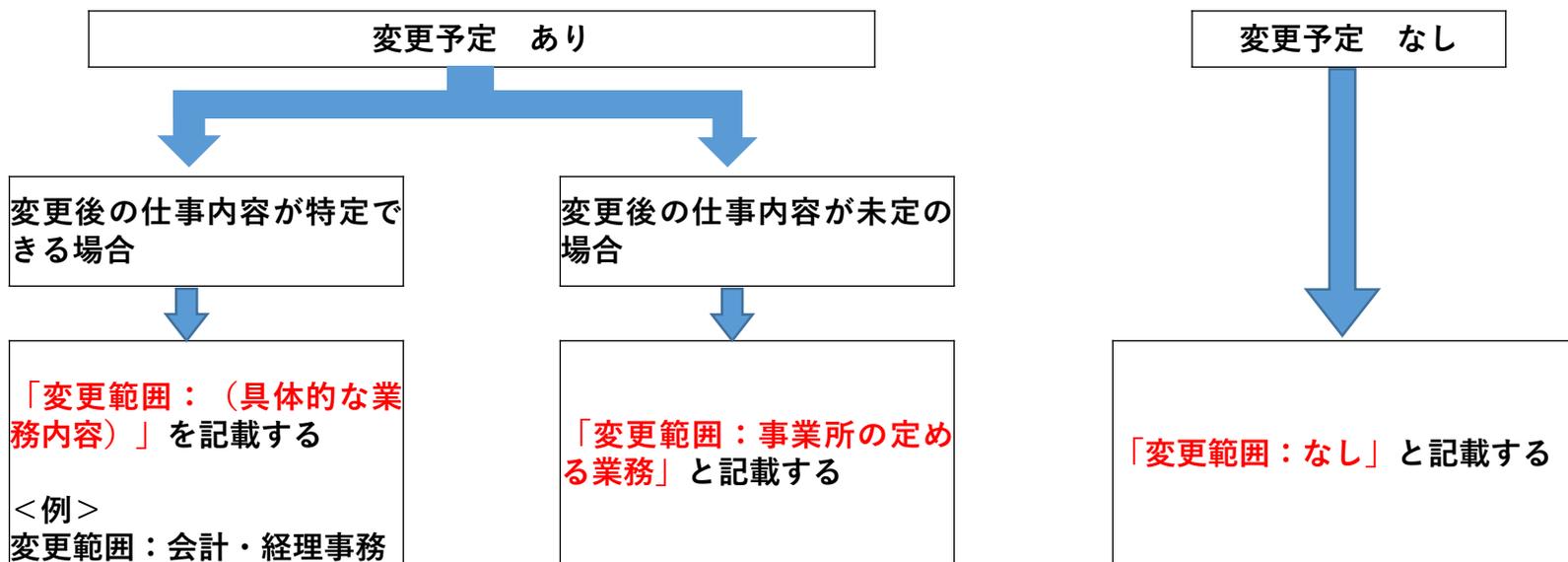
※顧客は主に国内の自動車メーカー（関東・東海地域）です。 ※既存顧客へのルート営業が中心です。

※目標はありますが、ノルマはありません。 ※入社後は、集合研修・現場OJTにより必要な知識・スキルが学べます。

《記入例》

※変更範囲：なし

※採用時点において「将来的に職種変更予定がある・なし」を「仕事の内容」欄に記載する。



・試用期間3ヶ月

《記入例》

・転勤の範囲：名古屋工場、岐阜工場

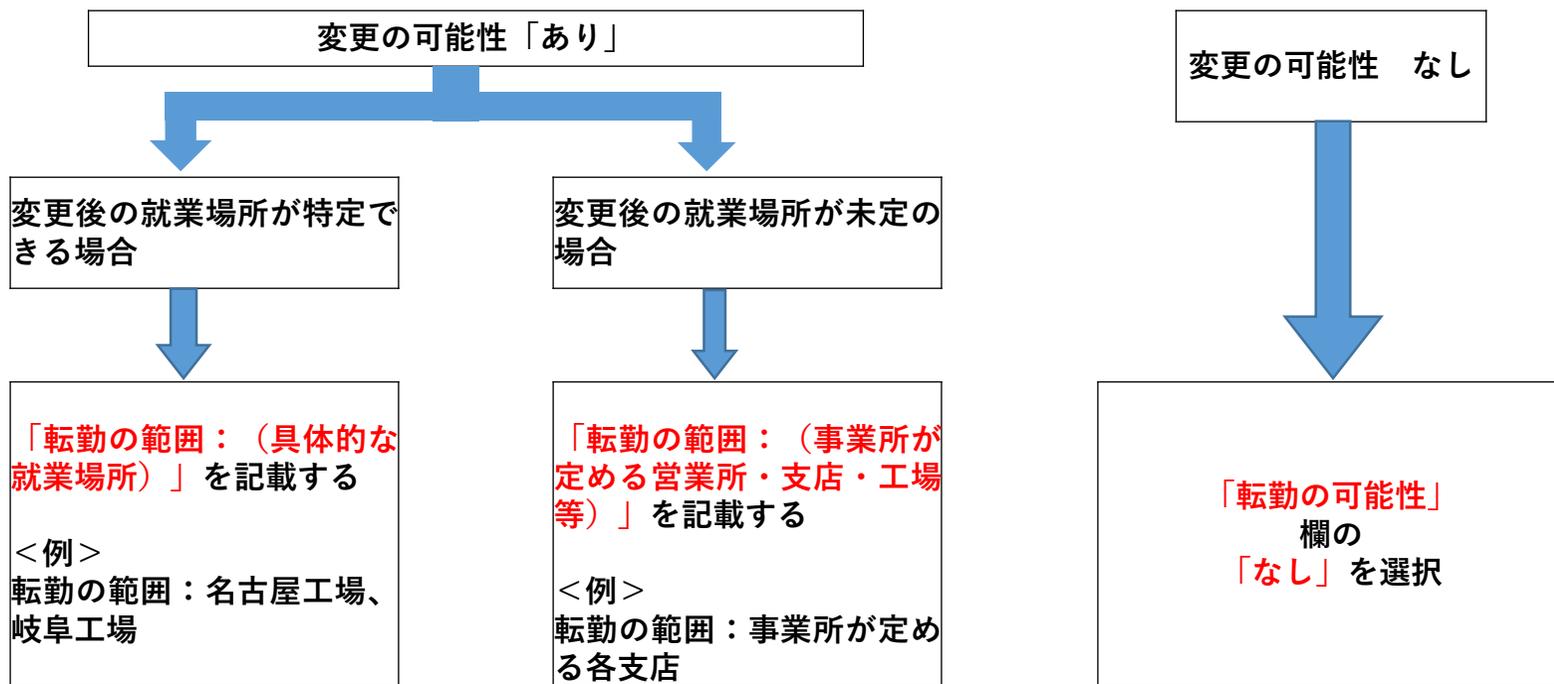
・応募前職場見学については、7月20日以降実施予定です。

更新基準：通算契約期間上限5年

補足事項

(全角300文字以内)

※採用時点において「将来的に就業場所変更予定がある・なし」を「補足事項・特記事項」欄に記載する。

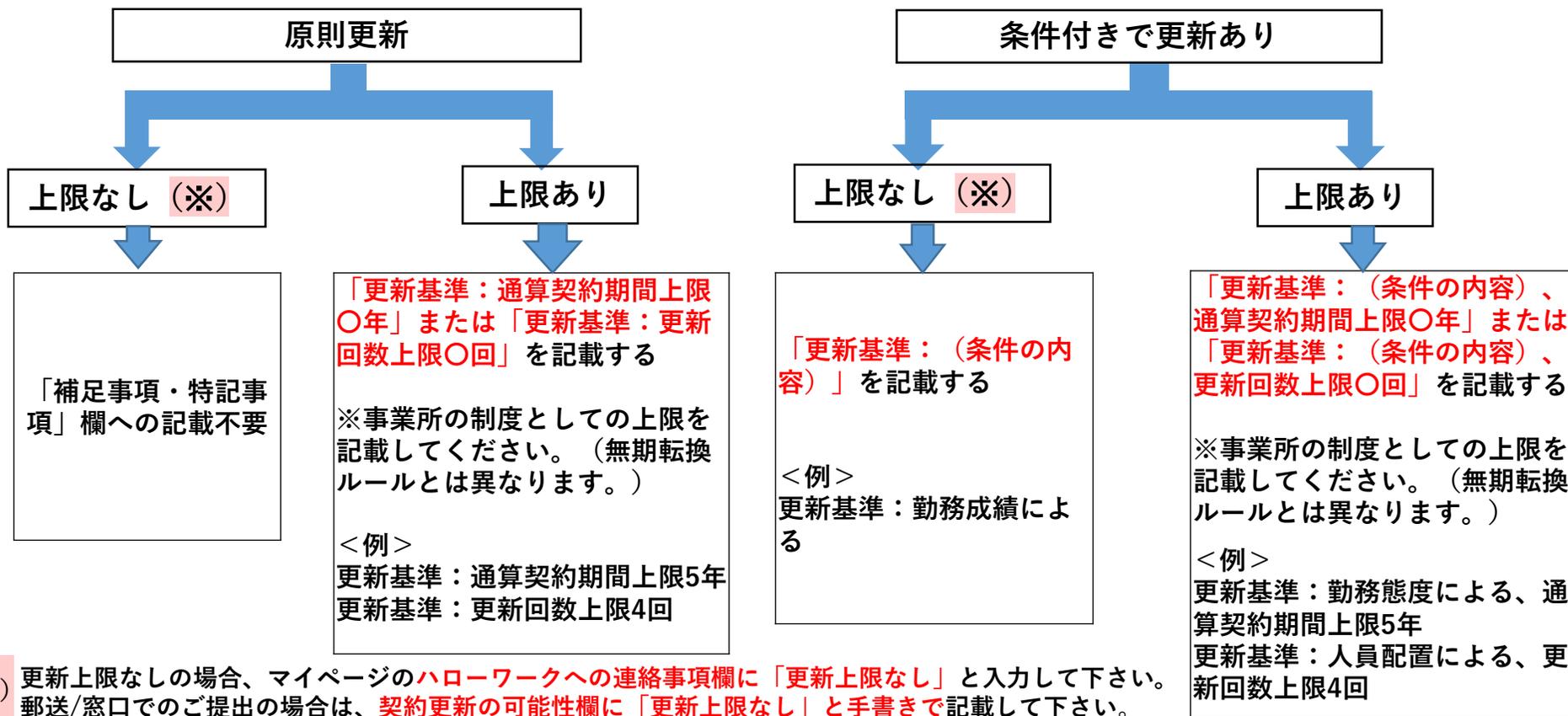


補足事項
(全角300文字以内)

《記入例》

- ・ 試用期間3ヶ月
- ・ 転勤の範囲：名古屋工場、岐阜工場
- ・ 応募前職場見学については、7月20日以降実施予定です。
- ・ 応募前職場見学への参加の有無によって採否を決定するものではありません
- ・ **更新基準：勤務成績による、通算契約期間上限5年**

※「雇用期間の定めあり」で契約更新の可能性「あり」の場合、「補足事項・特記事項」欄に更新基準を記載する。



※更新上限なしの場合、マイページのハローワークへの連絡事項欄に「更新上限なし」と入力して下さい。郵送/窓口でのご提出の場合は、契約更新の可能性欄に「更新上限なし」と手書きで記載して下さい。